

松山市菅沢町事案について

事案の概要

●事案の経緯

愛媛県松山市の山間部、計2万4千㎡の土地において、処理業者は昭和61年から当該土地において最終処分場を営んでいた。平成8年の立入調査の際には、処分場が満杯に近い状況であった。処分場の地下を通過する形で水路が設置されており、農業用水として使用されている。しかしながら、当該水路は処分場設置届出では、本処分場を迂回させることとなっていた。

●支障等

平成23年度に当該水路の真上において廃棄物の陥没が発生し、数回にわたり灰濁水が流出した。廃棄物、許可品目外の廃油の流出のおそれがある。



H9航空写真

<不法投棄現場状況>
投棄量: 約25万㎡
面積: 約2万4千㎡
<事業場概要>
事業区分: 最終処分場

対策工の概要

事業主体: 松山市

●鉛直遮水壁工

最終処分場を鉛直遮水壁工で囲い遮水する。保有水については、集水井戸等で集水し、水処理施設で処理する。

●埋立地整形

最終処分場内への雨水等の流入を減少させるため、覆土や雨水排水路を設置する。

●斜面对策工

法面の保護等を行い、斜面崩落防止のための措置を講ずる。



崩落した地下水路

鉛直遮水壁イメージ図

行政対応・責任追及

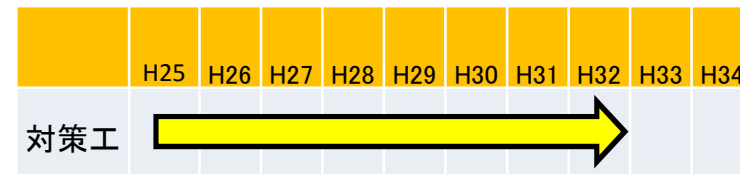
●行政対応

松山市が設置した検討部会において、①行政の問題意識が十分でなかったこと、②法的拘束力のある行政処分等を実施していなかったこと等の問題が指摘された。今後は不適正処理事案への対応指針の作成、監視体制の構築などを実施することとしている。

●責任追及

- ・原因者に対しては措置命令を発出しており、引き続き費用求償を実施
- ・排出事業者に対しても調査・費用求償を実施

スケジュール・費用



総事業費: 平成25年度～平成32年度 約77億円